

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「新型コロナウイルス感染症拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）等により、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等が行われている。
- この際、薬剤の適正使用確保のため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じて薬剤の到着後に再度服薬指導等を行うこと、交付後の服用期間中に服薬状況の把握や副作用の確認を行うこと、必要に応じて処方した医師へのフィードバックを行うこと等を示している。
- このような患者のフォローアップは、かかりつけ薬剤師・薬局として行うべき業務であり、本事務連絡における時限的・特例的な対応の期間中のみならず、今後、薬剤師が対人業務を充実させ、患者に寄り添った対応をする上では重要な取組となる。
- 現在、第一次補正予算（4.6億円）により、薬局において患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料や薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届ける場合の事務費（交通費や人件費）等を支援しているが、上記のような薬剤師の取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、患者のフォローアップを実施する薬剤師が行う本事務連絡の対応に関して、配送料等の支援を引き続き講じる。

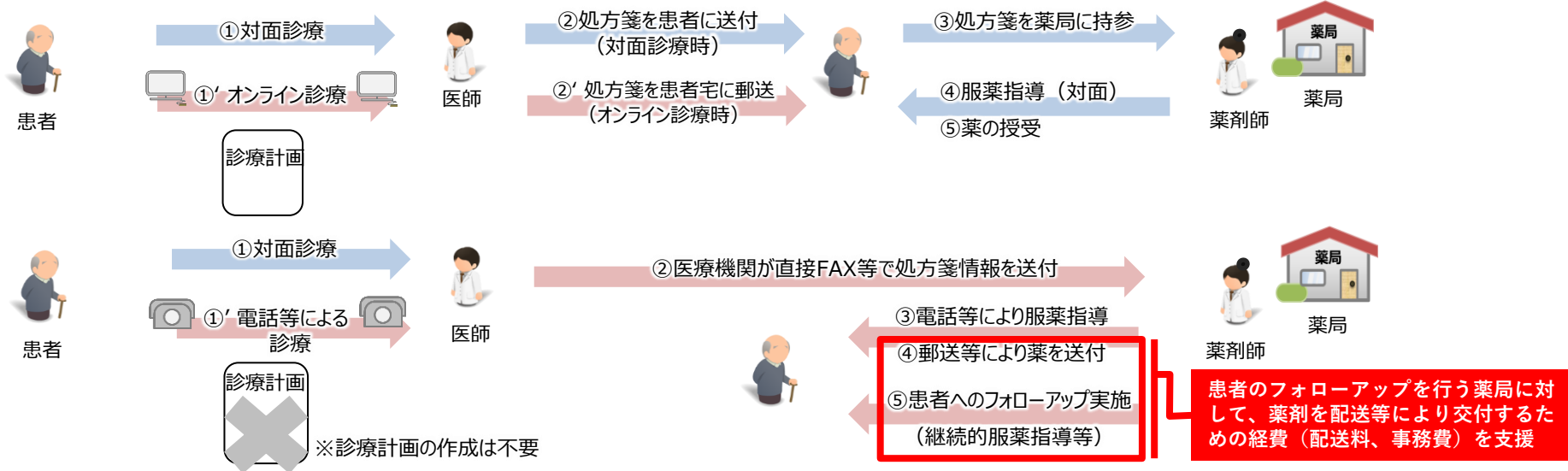
慢性疾患を有する患者等に対する対面によらない診療・処方

※オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月策定）・令和2年度診療報酬改定

→ : 電話・オンライン等
→ : 対面

平時

4月10日事務連絡



※調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡す必要がある